

(1) 理事の人数変更に伴う、定款と定款施行細則の変更

旧定款	新定款
(役員及び役職) 第19条 当法人には、次の役員及び役職を置く。 理 事 11名以上14名以内 監 事 1名以上2名以内 会 長 1名 次期会長 1名	(役員及び役職) 第19条 当法人には、次の役員及び役職を置く。 理 事 11名以上15名以内 監 事 1名以上2名以内 会 長 1名 次期会長 1名
旧施行細則	新施行細則
第19条 理事は、選挙によって選出される理事（以下、選挙理事という）と各関係団体から推薦を受け選挙によらないで選考される理事（以下、非選挙理事という）とに区分する。 2 選挙理事は9名以内、非選挙理事は5名以内とする。	第19条 理事は、選挙によって選出される理事（以下、選挙理事という）と各関係団体から推薦を受け選挙によらないで選考される理事（以下、非選挙理事という）とに区分する。 2 選挙理事は9名以内、非選挙理事は6名以内とする。

(2) 会員懲戒手続規則の設置、それに伴う、定款と定款施行細則の変更

旧定款	新定款
(会員種類) 第10条 4.組織会員 当法人の目的に賛同し、定款施行細則（以下、「細則」という。）第32条及び第38条の定めるところに従い所定額の会費を納めた消防機関（組織会員の入・退会、会費、会員資格喪失については、別途細則に定める） 5.賛助会員 当法人の目的に賛同し、細則第38条の定めるところに従い所定会費を納入して会計面を支援する団体または個人	(※定款施行細則 第9章 第34条の新設に伴い、記載条数がズレます。) (会員種類) 第10条 4.組織会員 当法人の目的に賛同し、定款施行細則（以下、「細則」という。）第32条及び第39条の定めるところに従い所定額の会費を納めた消防機関（組織会員の入・退会、会費、会員資格喪失については、別途細則に定める） 5.賛助会員 当法人の目的に賛同し、細則第39条の定めるところに従い所定会費を納入して会計面を支援する団体または個人
(除名) 第15条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会並びに社員総会における議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 1. 当法人の定款及び細則に違反したとき 2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき	(除名または懲戒) 第15条 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為など、法令及び細則に定める事由に該当した会員を、除名または懲戒することができる。
第13章 附則	第13章 附則 ・この改正は、令和6年6月25日から施行する。
旧施行細則	新施行細則
記載なし	第9章 除名または懲戒 第34条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、理事会の決議によって、当該会員を除名または懲戒することができる。ただし、除名する場合は、理事会の決議に加え、社員総会において3分の2以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。 1. 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為があったとき。 2. 利益相反に関する指針ならびに細則に違反したとき。 3. 日本臨床救急医学会雑誌が定める投稿規定に対する重大な違反があったとき。 4. その他除名または懲戒する正当な事由があるとき。 2 前項の会員の懲戒は、次の2種とする。 1. 一定期間の学会活動停止 2. 厳重注意 3 本条に関する手続等は、別に定める「会員懲戒手続規則」によるものとする。
第9章 会計 第34条 第35条 第36条 第37条 第38条	(※第9章 第34条の新設に伴い、以降の記載条数が1つずつズレます。) 第10章 会計 第35条 第36条 第37条 第38条 第39条
第10章 施行細則の改正 第39条	第11章 施行細則の改正 第40条 ・この改正は、令和6年6月25日から施行する。